

# 平成26年度（平成27年4月採用） 富士見町職員採用試験のお知らせ

☎ 総務課 庶務人事係 ☎62-9322

1. 受付期間 平成26年5月1日（木）～5月29日（木）
2. 試験期日 平成26年6月8日（日）
3. 受験資格等

職 種	試験区分	受 験 資 格	採用予定人数	住所要件
一般職 A	上 級 中 級 初 級	<b>【年齢】</b> 共通S59.4.2以降生 (30歳以下) <b>【上級】</b> 学校教育法による大学を卒業 または卒業見込みの人 <b>【中級】</b> 短大(または同等の学校)を 卒業または卒業見込みの人 <b>【初級】</b> 既に高校を卒業している人 <b>【専門職】</b> 保健師または保育士の資格 を現に有するか取得見込みの人	4～6名	採用後、富士見町内に 居住する人
一般職 B (身体障がい者)	上 級 中 級 初 級			
一般職・保健師	上 級 中 級			
保 育 士	上 級 中 級		1名程度	

#### 4. その他

- 要項や各種様式は富士見町役場ホームページでも確認・ダウンロードが可能です。
- 保健師・保育士の専門試験は、第二次試験（7月）で実施します。
- 採用人数は欠員等の状況により変更になる場合があります。

#### 【お申し込み・お問い合わせ先】

以下の窓口に「受験者ご本人が直接持参」のうえ、ご提出願います。

申し込み窓口：〒399-0292 富士見町落合10777番地

富士見町役場（3階）総務課 庶務人事係 ☎0266-62-9322（直通）



## 年金だより

# 国民年金付加年金制度のお知らせ

☎ 岡谷年金事務所 ☎23-3661 または 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

国民年金第1号被保険者ならびに任意加入被保険者は定額保険料に加えて付加保険料（月額400円）を納めると、受給する老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。

付加年金の年金額は「200円×付加保険料を納付した月数」となっています。

#### 【具体例】 付加保険料を10年間納付した場合

付加保険料の納付額  $400円 \times 12月 \times 10年 = 48,000円$



付加年金の年金額  $200円 \times 12月 \times 10年 = 24,000円$

- 48,000円の付加保険料額で、毎年24,000円の付加年金額が老齢基礎年金に上乘せして受け取れ、大変お得です。

- 保険料を納めた分は、2年間でモトが取れます！



#### 〈納めていただく際の留意点〉

- ・ 付加保険料の納付は、申し込みをした月からの加入となります。さかのぼって加入することはできません。
- ・ 付加保険料の納期限は、翌月末日です。ただし平成26年4月からは、納期限を過ぎた場合でも期限から2年間は付加保険料を納めることができるようになりました。
- ・ 国民年金保険料を納めていない月は付加保険料をおさめることができません。
- ・ 付加保険料を納付することを希望しない場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要となります。
- ・ 国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納付できません。